

介護サービス事業者等の事故等発生時の報告取扱規程（姫路市）

介護保険指定事業者並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。（居宅サービス基準省令第37条第1項等）

姫路市への事故報告に関する取扱いについては、次のとおりとします。

1 報告の対象となる事業者

介護保険指定事業者並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 報告の範囲

(1) 死亡に至った事故

利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる恐れがあるとき）は報告する。また、利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに報告書を再提出する。

(2) 医師（施設の勤務医、配属医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

サービス提供を原因としない傷の消毒及び軟膏の塗布並びに軽度の痛みに対する湿布の投与等、一時的な対処で済んだものを除く。

(3) 虐待及び虐待の疑いがある事案

(4) 利用者が行方不明になった事案

利用者の外出を把握しておらず、サービス提供事業所の敷地内で利用者を見付けることができなかった場合で、敷地外を探した場合又は搜索願を出した場合に限る。

(5) 個人情報の漏洩及び窃盗その他不祥事

3 報告の書式

別添「事故報告書」を使用する。

4 報告書の提出方法

電子メールにより提出すること。

5 報告期限

第一報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

その後、状況の変化等に必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

6 利用者等への説明

- (1) 事業者は、事故発生後、利用者やその家族に当該事故について説明しなければならない。
- (2) 事業者は、事故に関する保険者、利用者（家族を含む。）及び事業者の事実関係共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付すること。
- (3) 事業者から当課あてに提出された事故報告書は兵庫県に報告される場合がある。
- (4) 本市又は兵庫県の関係機関に情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名簿）が公開される場合がある。
- (5) 本市に姫路市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求があった場合、同条例に規定する内容が開示される。
- (6) 消費者安全法に基づく消費者事故に該当する事故について、当該事故の情報が消費者庁に通知される場合がある。

7 報告先

(1) 介護保険指定事業者

姫路市介護保険課

〔TEL〕 079-221-2923

〔メール〕 kaigoho-joho@city.himeji.lg.jp

(2) 養護老人ホームを運営する事業者

姫路市高齢者支援課

〔TEL〕 079-221-2451

〔メール〕 chojushakai@city.himeji.lg.jp

(3) 軽費老人ホームを運営する事業者

姫路市高齢者政策課

〔TEL〕 079-221-2985

〔メール〕 korei@city.himeji.lg.jp

8 その他

(1) 感染症の疑いがある事案の報告先

姫路市保健所予防課

〔TEL〕 079-289-1721

〔メール〕 hokensho-boeki@city.himeji.lg.jp

(2) 食中毒の疑いがある事案の報告先

姫路市保健所衛生課

〔TEL〕 079-289-1633

〔メール〕 hokensho-eisei@city.himeji.lg.jp

(3) 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における事故に関する
報告先

姫路市高齢者政策課

〔TEL〕 079-221-2985

〔メール〕 korei@city.himeji.lg.jp